

長野工業高等専門学校と信州大学工学部及び繊維学部
との包括的連携に関する協定書

この協定の締結を証するため、本書を3通作成し、三者が記名押印の上、各自その1通
を保管するものとする。

長野工業高等専門学校と信州大学工学部及び繊維学部（以下「三者」という。）は、教育、
研究、地域社会との連携等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、三者が包括的な連携のもと、教育、研究、地域貢献、産学官連携の
各方面にわたって幅広く協力し、社会にその成果を還元し、学術及び産業の発展と人材
の育成に寄与することを目的とする。

長野工業高等専門学校長



土居信数

（連携事項）

第2条 三者は、次に掲げる事項について連携し、協力するものとする。

- (1) 学生の教育に関すること
- (2) 学術研究に関すること
- (3) 地域貢献及び産学官連携に関すること
- (4) その他、三者が必要と認めること

信州大学工学部長



天野良彦

（連携協議会）

第3条 前条に掲げる事項の円滑な推進を図るため、必要に応じて三者で構成する連携協
議会を設置することができる。

信州大学繊維学部長



森川英明

（秘密保持）

第4条 本協定に基づく活動において、相手方より知り得た秘密事項について、本協定の
有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に対し開示又は漏洩してはならない。
ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。協定の継続については、
三者が協議して定めるものとする。

（協議）

第6条 本協定に定める事項について疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項につ
いて必要があるときは、三者が協議して定めるものとする。

令和3年10月8日